

## 〇〇〇〇〇防犯カメラ運用基準（例）

### 1 目的

この基準は、犯罪を抑止し、安全で安心して暮らせるまちの実現を図ることを目的として、〇〇〇〇〇が設置する防犯カメラについて、適正な管理及び運用を行うため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 防犯カメラの概要

〇〇〇〇〇が設置する防犯カメラの設置箇所、台数、機種等は、別表1のとおりとする。

### 3 管理責任者

- (1) 防犯カメラの適正な運用を図るため、別表2のとおり管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、防犯カメラで録画された映像（以下「映像」という。）の漏えい、滅失、き損、流出等の防止その他の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

### 4 映像の管理

管理責任者は、次に定めるところにより映像を管理するものとする。

- (1) 管理責任者以外の者による防犯カメラの操作及び映像の取扱いを禁止する。ただし、管理責任者が必要と認めたときは、防犯カメラの操作及び映像の取扱いを行う取扱担当者を指定することができる。
- (2) 映像を取り扱う者は、そこから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 映像の複写、加工及び保管場所からの持出しを行ってはならない。ただし、5(1)の場合は、映像の複写及び保管場所からの持ち出しを行うことができる。
- (4) 映像は、施錠した場所に保管し、盗難及び散逸の防止に努めなければならない。
- (5) 防犯カメラの構成機器をインターネットや無線を利用して運用する場合は、ウイルス対策、IDや安全なパスワードの設定、ソフトウェアの更新など、必要な措置を講じて映像の流出を防止しなければならない。
- (6) 映像の保存期間は、原則として1か月以内とし、保管期間を経過した後は、速やかに映像を消去しなければならない。
- (7) 映像を廃棄する場合は、記録媒体の粉碎等を確実にを行い、個人情報流出を防止しなければならない。

## 5 映像の利用制限

(1) 管理責任者は、映像を設置目的以外の目的のために利用しないものとし、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供してはならない。

ア 裁判官が発する令状に基づく場合

イ 現に発生したと思料される犯罪や事故の捜査、行方不明者などの捜索のため、捜査機関から文書による提供要請を受けた場合

ウ 裁判所からの調査の囑託又は文書提出命令及び証拠保全に基づく場合

(2) (1)アからウまでの場合に映像を提供したときは、別表3の記録簿に記録するものとする。

## 6 苦情等の処理

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置、運用等に関する苦情や問合せを受けたときは、誠実かつ迅速に対応し、適切な措置を講じなければならない。

附 則

この基準は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

別表 1

| 番号 | 設置場所 | 機種等 |
|----|------|-----|
|    |      |     |
|    |      |     |

別表 2

| 管理責任者 | 取扱担当者 |
|-------|-------|
|       |       |

別表 3

| 提供する日時  |   |   |  |
|---------|---|---|--|
| 提供するデータ | カメラ番号   |   |  |
|         | 記録日時  | ① | 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分から<br>〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分まで |
|         |   | ② | 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分から<br>〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分まで |
|         |   | ③ | 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分から<br>〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分まで |
| 提供先     | 機関名   |   |  |
|         | 所属  |   |  |
|         | 職・氏名  |   |  |
|         | 連絡先   |   |  |
| 理由      | 1 裁判官が発する令状に基づく場合<br>2 現に発生したと思料される犯罪や事故の捜査，行方不明者などの捜索のため，捜査機関から文書による提供要請を受けた場合<br>3 裁判所からの調査の囑託，文書提出命令及び証拠保全に基づく場合 |   |  |
| 備考      |   |   |  |
| 記入者     |   |   |  |